

11 土 木 部

公園・緑地

1 広域公園・都市公園面積の推移

(各年3月31日現在)

種 別 年 次	広域公園		総合公園		地区公園		近隣公園		街区公園		合計	
	公園数	面積(ha)	公園数	面積(ha)	公園数	面積(ha)	公園数	面積(ha)	公園数	面積(ha)	公園数	面積(ha)
令和6(2024)	2	137.90	3	49.00	3	16.50	15	32.86	117	32.53	140	268.79
〃 7(2025)	2	137.90	3	49.00	3	16.50	15	32.86	117	32.53	140	268.79
〃 8(2026)	2	137.90	3	49.00	3	16.50	15	32.86	118	32.63	141	268.89

2 緑道・緑地面積の推移

(各年3月31日現在)

種 別 年 次	緑道		緑地	
	路線数	面積(ha)	緑地数	面積(ha)
令和6(2024)	27	13.69	20	62.58
〃 7(2025)	27	13.69	20	62.58
〃 8(2026)	27	13.69	20	62.58

3 1人当たりの公園面積等

令和8年(2026年)3月31日現在

区 分	市 街 地	内 訳	
		既 成 市 街 地	千里ニュータウン
人 口 (人)	385,999	318,523	67,476
面 積 (ha)	3,609	2,872	737
人口密度 (人/ha)	106.95	110.90	91.55
公 園 面 積 (ha)	268.89(141)	193.76(112)	75.13(29)
1人当たり面積 (㎡)	7.00	6.08	11.13
遊 園 (ha)	15.65(350)	10.85(285)	4.80(65)
緑 道 (ha)	13.69(27)	13.69(27)	—
緑 地 (ha)	62.58(20)	2.89(14)	59.69(6)
計 (ha)	360.81(538)	221.19(438)	139.62(100)

(注) 1 () 内は設置数を示す

2 既成市街地の面積には、万博公園の面積129.0ha及び服部緑地の一部8.9haを含む

3 面積については、令和8年(2026年)3月31日現在の数値

4 公園緑地などの整備状況

令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)
[公園] 上山田公園、あじさい公園、ふじのき公園、山田駅東公園、山田公園、にれのき公園、さつき公園、岸部中第1公園、あせび公園、おばな公園、新芦屋中央公園、尺谷公園、岸部南公園、新しいすみ公園、片山北ふれあい公園、津雲公園、山田下公園、さざんか公園、山田西にここ公園 公園施設安全・安心対策工事 (50,675千円) 古江公園 便所新設工事 (29,255千円) 南清和園公園、南吹田くるくる遊園・第2遊園、千里南公園 公園再整備工事等 (111,637千円)	[公園] くちなし公園、山田小川公園、山田下ふれあい公園、亥の子谷北公園、ルネ千里丘公園、江坂西公園、こすも公園、新しいすみ公園、山田川公園、山田西にここ公園、榎坂大池公園、千里台公園、染の井公園、江坂公園 公園施設安全・安心対策工事 (56,029千円) 谷上池公園、安威川公園、竹見公園、金田公園、くちなし公園、江の木公園 便所更新工事等 (184,300千円) 一条池第2遊園、玉の井公園、中の島公園、江の木公園、千里南公園、垂水上池公園、金田公園、広芝公園 公園再整備工事等 (411,793千円)	[公園] 千里北公園、くちなし公園、ルネ千里丘公園、だいのき公園、谷上池公園、松が丘第2公園、紫金山公園、健都レールサイド公園、佐井寺南が丘公園、江坂西公園、こでまり公園、竹見公園、あべりあ公園、もものき公園、高野公園 公園施設安全・安心対策工事 (43,270千円) 千里山東公園、尺谷公園、玉の井公園 便所更新工事 (104,611千円) 山田駅東公園、千里山東公園、千里第4緑地、江坂山北公園、きょうちくとう遊園、中の島公園 公園再整備工事等 (261,199千円)

5 遊園の推移

(各年4月1日現在)

年次	種別	遊園数 (か所)	面積 (㎡)
令和6(2024)		347	156,531
〃 7(2025)		347	156,531
〃 8(2026)		350	156,519

緑 化

1 令和7年度(2025年度)の主な緑化事業

区 分	事 業 内 容	事業費（千円）
公 園	樹木等保持業務	140,653
	草花植付け業務等	10,513
街 路	樹木等保持業務	352,000
	草花植付け業務等	12,715
緑 化 推 進	みどりの協定等助成	463
計		220,794

2 緑化意識の啓発等

「吹田市みどりの保護及び育成に関する条例」による緑化推進の一環として、公共施設等に緑化樹を無償配布した。また、花とみどりの情報センターにおいて講習会などを開催し、市民の自主的な緑化活動を促すとともに「花と緑のフェア」を実施するなど、緑化意識の啓発を図った。

年度 区分	令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)
公共緑化樹（本）	113	57	31
大阪府緑化樹（本）	266	168	129

- (1) 公共緑化樹、大阪府緑化樹の無償配布
 - 公 共 緑 化 樹 公共施設に配布
 - 大阪府緑化樹 自治会や企業などの団体等に配布
- (2) 花と緑のフェア（平成28年度(2016年度)より花とみどりの情報センターが実施。）
 - 令和7年(2025年)11月3日（月）千里南公園

3 花と緑、水めぐる遊歩道（愛称ぶらっと吹田）

平成15年度(2003年度)から花と緑、水といった自然資源を継ぎあわせ、楽しく安心して、また健康にも役立つ遊歩道のコースづくりに市民参画で取り組み、平成17年度(2005年度)には市内23のコースを選定した。

平成18年度(2006年度)には地図を発行した。

4 緑化推進基金

- (1) 基金の概要
 - ア 制定時期 昭和55年(1980年)3月31日
 - イ 基金の額 令和8年(2026年)4月1日現在 655,400,338円で、基金の目標額は設定していない。

(2) 基金の運用状況

寄附金等を積み立てており、樹木の予防保全的な維持管理のための調査や指針策定、災害復旧及び災害予防等に充当してきた。

5 大気浄化植樹助成事業

緑化の推進と大気環境の改善を図ることを目的として、市内にある工場又は事業場の敷地内で大気浄化能力を有する植樹の整備を行う場合に、その経費の一部を助成する大気浄化植樹事業助成要綱を平成3年(1991年)7月31日に施行した。

助成金の額は旧公害指定地域は助成対象経費の2分の1の額とし、植栽面積1㎡につき5,200円を限度。その他の地域は助成対象経費の8分の3の額とし、植栽面積1㎡につき3,900円を限度とする。

年度 区分	令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)
実績件数(件)	0	0	0

6 樹木等の保護制度及びみどりの協定(みどりの保護及び育成に関する条例)

(1) 保護樹木、保護樹林の指定

市内に残された古木、大木や樹林を所有又は管理している方の同意を得て、保護樹木等に指定し保護に努める。

年度 区分	令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)
指定件数(件)	0	1	0

(2) みどりの協定

市民や事業者が、接道部に連続して樹木や草花を植栽する場合、市と協定を締結し、要件を満たせば樹木等の費用を助成している。

令和6年度に新制度の運用を開始し、継続団体も新たに締結した。

年度 区分	令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)
締結件数(件)	1	25	2

道 路

1 市道路線認定基準

- (1) 目 的 市の急速な発展と交通量の増大に伴い、新たに市道として路線認定を行う場合における必要な基準を定め、適正な市道路線網の整備の推進を図ることを目的とする。
- (2) 道路の条件 路線認定する道路は、法令その他特別の定めのあるものを除き、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。
- ア 国道、府道又は市道のいずれかに連絡する道路
 - イ 公共施設を相互に連絡する道路
 - ウ 都市計画法、土地区画整理法等法令の規定に基づき設置された道路で法令の規定により本市に帰属される道路
 - エ 建築基準法第42条（道路の定義）第1項第5号の規定により位置の指定を受け整備され、市が寄附を受けた道路
- ただし、前記アを満たすものに限る。
- オ 自転車等専用道路にあつては、道路構造令第39条（自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路）及び第40条（歩行者専用道路）の規定に適合する道路
 - カ 一般交通の用に供している道で、その敷地を市が無償で取得できるもの、又は使用貸借できるもの。
- (3) 構 造 条 件 認定する路線の敷地の構造及び形状は、開発行為等の事前協議により本市に帰属される道路を除くほか、次に掲げる要件の全てに適合するものでなければならない。
- ア 道路幅員は、法令その他特別の定めのあるものを除き、4 m以上とする。
 - イ 道路の交差箇所等に車両通行に支障がない隅切があること。
 - ウ 側溝、街渠又はそれらに準ずる排水施設を備えていること。
 - エ 道路の線形、縦断勾配は、通行上支障のないものであること。
 - オ 道路面及び構造物は、通行上支障のないものであること。
 - カ 道路敷地内に設置されている占用物件は、道路法第32条（道路の占用の許可）の規定に基づく占用許可の対象となるものであり、かつ道路法施行令第10条（一般工作物等の占用の場所に関する基準）から第12条（構造に関する基準）までの規定に該当するものでなければならない。
- (4) その他の措置 その他公共的見地から関係者協議により市長が必要と認める道路。

2 市道の推移

(各年3月31日現在)

年 \ 区分	実延長(m)	舗装道路延長(m)	改良済延長(m)	自動車交通不能延長(m)
令和5(2023)	546,119	543,440	446,648	56,092
〃 6(2024)	546,263	543,893	447,420	55,765
〃 7(2025)	544,959	542,587	447,024	55,575

3 国道、府道などの舗装

令和8年(2026年)4月1日現在

道路別	路線 (本)	総数		舗装道		砂利道		舗装率 (%)
		延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	
総数	3,122	612,524	5,172,650	610,154	5,166,301	2,370	6,349	99.6
一般国道	2	8,841	285,417	8,841	285,417	0	0	100.0
高速自動車国道	3	12,623	310,159	12,623	310,159	0	0	100.0
府道	13	45,253	855,442	45,253	855,442	0	0	100.0
内訳	主要地方道	5	22,042	22,042	485,320	0	0	100.0
	一般府道	8	23,210	23,210	370,122	0	0	100.0
市道	3,121	544,959	3,707,319	542,587	3,692,688	2,245	5,559	99.6

(注) 舗装率(%) = $\frac{\text{舗装道延長}}{\text{総延長}} \times 100$

4 道路台帳の整備

- (1) 目的 道路管理者が、その管理事務を円滑に遂行するために、道路の区域、道路の面積、構造等、管理上の基礎的な事項を総括して把握することを目的とする。
- (2) 法的根拠 道路法（昭和27年(1952年)6月法律第180号）は第28条において、道路管理者に対し道路台帳を調製し保管する義務を定めている。

道路台帳は、図面と調書からなり、その記載事項については、道路法施行規則第4条の2に詳細に定められている。

5 すいた里親道路制度

道路を我が子のように育てていくというコンセプトのもと、地元自治会や企業等に、吹田市が管理する道路の一定区間の清掃や花壇の管理などをしていただくことで、きれいなまちづくりを行政と協働で推進する。

事業実績

(各年3月31日現在)

区分 \ 年度	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)
協定団体数	49	53	52

6 補修・新設改良工事経費

(単位：千円)

区分 \ 年度	道路維持費	道路・橋梁新設改良費 (工事請負費、設計等委託料)
令和5(2023)	302,433	743,887
〃 6(2024)	305,673	1,052,024
〃 7(2025)	327,521	1,281,010

7 地籍調査の整備

- (1) 目的 境界標等のデータの一元化を図り、管理する道路区域を明確にすることにより道路管理行政の円滑化を図ることを目的とする。
- (2) 法的根拠 国土調査法（昭和26年(1951年)6月法律第180号）
測量法（昭和24年(1949年)6月法律第188号）
地籍調査作業規程準則（昭和32年(1957年)12月総理府令第71号）

年 度	事業地区	事業面積(ha)	委託金額(千円)
令和5(2023)	南吹田3丁目（一部）	5.6	1,870
〃 6(2024)	南吹田3丁目（一部）	5.6	2,200
〃 7(2025)	南吹田3丁目、5丁目（一部）	26.7	2,475

8 私道舗装工事助成金

(吹田市私道舗装工事助成金交付要綱 昭和50年(1975年)9月1日制定)

- (1) 目的 市内の私道の舗装工事を行う者に対し、予算の範囲内において、私道舗装工事助成金を交付することにより、生活環境の整備を促進することを目的とする。

(2) 助成状況

年 度	件 数	延 長(m)	面 積(m ²)	助成金額(円)
令和5(2023)	0	0	0	0
〃 6(2024)	0	0	0	0
〃 7(2025)	2	30.50	100.50	933,987

9 街路灯・防犯灯の設置

(単位：千円)

区分 \ 年度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
管 理 数 (灯)	21,338	21,476	21,540
電 気 代	51,509	64,024	65,840
新設・補修等工事請負費	34,163	69,997	38,982
管理台帳整備委託料等	96	572	1,023
事 業 費 計	85,768	134,593	105,845

交通対策

1 市内交通事故発生状況

年 次	発 生 件 数	死亡者 (人)	負傷者 (人)
令和 5 (2023)	689	2	793
〃 6 (2024)	749	2	840
〃 7 (2025)	708	3	812

2 市内ミニバイク事故発生状況

年 次	発 生 件 数	死亡者 (人)	負傷者 (人)
令和 5 (2023)	101	0	84
〃 6 (2024)	87	0	71
〃 7 (2025)	76	0	54

3 交通安全施設の整備・補修

項 目 \ 年 度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
防 護 柵 (m)	131.5	54.0	68.1
カーブミラー (面)	111	106	94
区 画 線 (m)	9851.2	4288.9	4581.6
交通安全施設整備事業 (決算額 単位：千円)	52,428	41,486	43,308

4 自転車駐車場設置状況

令和8年(2026年)4月1日現在

鉄道名	駅名	設置場所	設置年月日	敷地面積(㎡) (延べ床面積)	収 容 台 数 (台)				使用料の有無	管 理 主 体
					自転車	原 付	自 動 二輪車	合 計		
JR西日本	吹田	東	平成7(1995). 4. 1	1,581.79 (1,414.14)	1,096	130		1,226	有	(公財)自転車駐車場整備センター
		東第2	平成8(1996). 3. 1	73.44 (0)	46			46	有	
		中央	平成22(2010). 5. 20	376.81 (890.64)	548			548	有	吹田市
		西	昭和55(1980). 4. 21	287.18 (736.83)	295	109		404	有	
		北	平成8(1996). 4. 1	3,768.37 (2,744.13)	1,798	104		1,902	有	
		北第2	令和6(2024). 4. 1	741.41 (0)	313	17	6	336	有	
		北口	平成29(2017). 8. 1	693.21 (402.52)	300			300	有	(公財)自転車駐車場整備センター
	岸辺	第1	平成4(1992). 4. 1	263.61 (406.67)	337			337	有	
		第2	平成4(1992). 5. 1	207.76 (151.58)	88	45		133	有	
		第6	平成4(1992). 12. 1	732.53 (787.67)	967	39		1,006	有	
		東	平成17(2005). 4. 1	1,499.83 (1,080.85)	1,245	130	38	1,413	有	
		北口	平成30(2018). 4. 1	737.58 (1,277.85)	867	83		950	有	
		北口第2	令和7(2025). 3. 1	483.74 (356.55)	250			250	有	
		北	平成30(2018). 4. 1	472.50 (10.42)	250			250	有	吹田市
北電 大阪急行鉄	桃山台	東第1	平成8(1996). 3. 1	1,238.43 (2,394.85)	1,466	138		1,604	有	吹田市
		東第2	平成8(1996). 3. 1	325.35 (168.40)	88	15	21	124	有	
大阪メトロ	江坂	江坂公園	平成8(1996). 2. 1	4,163.58 (3,854.28)	1,100	140	142	1,382	有	吹田市
		中央	平成9(1997). 2. 1	5,251.60 (6,961.90)	3,018	125		3,143	有	
		西	平成9(1997). 5. 1	391.00 (11.90)	302			302	有	
小計			19か所	23,289.72 (23,651.18)	14,374	1,075	207	15,656		

鉄道名	駅名	設置場所	設置年月日	敷地面積(㎡) (延べ床面積)	収 容 台 数 (台)				使用 料の有無	管 理 主 体
					自 転 車	原 付	自 動 車 二 輪 車	合 計		
阪 急	北千里	北	平成11(1999). 1. 1	932.77 (1,037.76)	664	163		827	有	吹 田 市
		東 第 1	平成11(1999). 1. 1	248.59 (0)		40		40	有	
		東 第 2	平成11(1999). 1. 1	151.34 (0)	196			196	有	
		南	平成11(1999). 1. 1	368.89 (1,444.23)	612			612	有	
	山田	東	平成15(2003). 5. 1	1,302.06 (2,122.20)	1,052	110		1,162	有	
		西	平成15(2003). 5. 1	2,065.27 (1,957.62)	353	73		426	有	
		南	平成15(2003). 5. 1	694.89 (836.63)	214			214	有	
	南千里	西 第 1	平成24(2012). 8. 1	104.54 (503.12)	1,068			1,068	有	
		西 第 2	平成24(2012). 9. 3	1,017.60 (543.15)	72	40		112	有	
	千里山	東	平成25(2013). 7. 19	847.17 (2,349.83)	1,145	97	20	1,262	有	
電 鉄	関大前	東	平成12(2000). 4. 1	463.68 (217.23)	58			58	有	(公財)自転車駐車場 整備センター
		中 央	平成12(2000). 4. 1	547.96 (0)	76	24	32	132	有	
		西	平成12(2000). 4. 1	720.08 (282.15)					有	
	豊津	北	平成16(2004). 6. 1	778.69 (0)	465			465	有	
		南 第 1	平成16(2004). 6. 1	31.80 (0)	20	11		31	有	
		南 第 2	平成16(2004). 7. 1	724.80 (0)	380	5	4	389	有	
	吹田	東 第 1	平成 4 (1992). 4. 1	400.00 (581.49)	127			127	有	
		東 第 2	平成 4 (1992). 4. 1	539.48 (0)	180			180	有	
		南	平成 4 (1992). 4. 1	125.00 (0)	70			70	有	
		西 第 1	平成 4 (1992). 4. 1	608.10 (607.82)	444	26		470	有	
		西 第 2	平成 4 (1992). 4. 1	100.00 (0)	65			65	有	
	正雀	駅 前	平成 4 (1992). 4. 1	488.84 (0)	511			511	有	
		駅 前 東 2	平成13(2001). 9. 1	49.88 (0)	63			63	有	
	相川	南 高 浜	平成14(2002). 2. 1	573.60 (10.20)	182	10		192	有	吹 田 市
小 計			24か所	13,885.03 (12,493.43)	8,017	599	56	8,672		
合 計			43か所	37,174.75 (36,144.61)	22,391	1,674	263	24,328		

※阪急関大前駅西自転車駐車場は、令和 6 年（2024年）11月 1 日から休止中。

自転車駐車場使用料

使用料の区分 車両の種類 自転車 駐車場の構造		一般使用料(円)			学生及び障がい者使用料(円)		
		一時使用 (1日1回 につき)	定期使用		一時使用 (1日1回 につき)	定期使用	
			1か月	3か月		1か月	3か月
屋根を有さない 自転車駐車場	自転車	100	1,500	3,900	100	1,100	2,800
	原動機付自転車	200	2,500	6,500	200	障がい者のみ 1,800	障がい者のみ 4,600
	自動二輪車	300	3,500	9,100	300	障がい者のみ 2,500	障がい者のみ 6,400
屋根を有する 自転車駐車場	自転車	100	2,000	5,200	100	1,400	3,700
	原動機付自転車	200	3,000	7,800	200	障がい者のみ 2,100	障がい者のみ 5,500
	自動二輪車	300	4,000	10,400	300	障がい者のみ 2,800	障がい者のみ 7,300

5 自転車等の放置防止

昭和58年(1983年)4月1日から「自転車等の放置防止に関する条例」を施行した。この条例に基づいて市内の駅周辺等に放置禁止区域を設定し、この区域内に放置されている自転車等の撤去を行っており、返還には移送保管料として自転車3,000円、原動機付自転車4,500円を徴収している。なお保管期間は30日である。

令和7年度(2025年度)は4,684台の自転車等を移送し、返還3,675台で78.45%の返還率である。

6 違法駐車等対策

違法駐車、迷惑駐車の問題は本市のみならず大きな社会問題となっている。

平成18年(2006年)に「道路交通法」の一部が改正され、駐車監視員制度による駐車違反の取締りの強化が図られている。しかし、罰則の強化だけでは、迷惑駐車を一掃することはできないので「めいわく駐車はしない、させない」という市民意識の高揚を図るため、警察や自治会等の関係機関と連携して啓発活動に努めている。平成6年(1994年)3月31日に「吹田市違法駐車等防止に関する条例」を制定、同年9月1日施行した。

7 コミュニティバス

市内の公共交通不便地域においてコミュニティバスの運行の検討を進め、平成18年(2006年)12月から千里丘地域で試験運行を実施。平成23年(2011年)4月から本格運行を開始した。

また、千里山地域においても令和4年(2022年)2月から試験運行を実施し、令和6年(2024年)4月から本格運行を開始した。

運行内容の概要（令和 8 年(2026年) 4 月現在）

区 分	ひまわりルート	あおばルート	たけのこルート
運行距離	11. 6km	11. 3km	12. 4km
停留所数	33か所	30か所	21か所
所要時間	1 周70分	1 周70分	1 周65分
運賃	大人250円 子供（小学生以下）130円 （身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人（障害者手帳アプリ：ミライロ I Dを含む）が手帳を呈示したときは半額(介護者 1 人も半額)） 回数券（12枚綴り） 大人2, 500円 子供（小学生以下）・障がい者1, 300円		

8 鉄道施設等耐震補強

南海トラフ地震想定地域である本市において、鉄道利用者等の安全が確保され、また緊急輸送道路への鉄道高架橋の損傷による被害を最小限にし、鉄道の機能を確保し早期復旧に寄与することを目的に、鉄道事業者等が実施する特定鉄道等施設（橋梁、トンネル等）の耐震補強事業に対して、補助金を交付している。

吹田市鉄道施設等耐震補強事業費補助金交付状況

年度 区分	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)
件数	0	0	0
金額(円)	0	0	0

交通バリアフリー

1 基本構想及び道路特定事業計画の策定

平成12年(2000年)11月に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）及び平成18年(2006年)12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）」に基づき、平成20年(2008年) 3 月までに市内 9 地区14駅周辺の基本構想を策定した。平成30年(2018年) 3 月には、南吹田地区におおさか東線南吹田駅周辺の基本構想を策定した。なお、令和 6 年(2024年) 3 月にこれまで策定した基本構想の見直しを行った。また、基本構想を基に、吹田市が管理する歩道（市道）のバリアフリー化整備を進めるため、道路特定事業計画を策定している。

2 歩道のバリアフリー化整備状況

生活関連経路等に指定された道路（市道及び市域全体）における歩道等のバリアフリー化整備の進捗率

令和 8 年(2026年) 3 月31日現在

地 区 名	令和 7 年度(2025年度) 末〔市道〕			令和 7 年度(2025年度) 末〔市域全体〕		
	延長※ (km)	整備済 延 長 (km)	整備率 (%)	延長 (km)	整備済 延 長 (km)	整備率 (%)
江 坂 地 区	1.3	1.30	100.0	3.0	3.00	100.0
山 田 地 区	1.7	1.70	100.0	3.9	3.90	100.0
吹 田 ・ 豊 津 地 区	4.7	4.70	100.0	8.6	8.60	100.0
桃 山 台 地 区	1.1	1.10	100.0	1.6	1.60	100.0
千里山・関大前地区	0.6	0.60	100.0	0.6	0.60	100.0
南 千 里 地 区	1.6	1.60	100.0	4.7	4.70	100.0
岸 部 地 区	2.0	2.00	100.0	2.0	2.00	100.0
北 千 里 地 区	2.7	2.40	88.9	4.9	4.60	93.9
万博公園周辺地区	0.3	0.00	0.0	1.4	1.10	78.6
南 吹 田 地 区	1.3	1.30	100.0	1.3	1.30	100.0
計	17.3	16.70	96.5	32.0	31.40	98.1

3 公共交通施設（旅客施設）のバリアフリー化整備

鉄道事業者等がバリアフリー基本構想に基づき、鉄道等駅舎のバリアフリー化設備の整備のため国・府と協調し補助金を交付し、市内にある鉄道駅についておおむねバリアフリー化整備を完了している。

可動式ホーム柵の設置については、北大阪急行電鉄株式会社（桃山台駅）、大阪高速電気軌道株式会社（江坂駅）、大阪モノレール株式会社（万博記念公園駅、山田駅、公園東口駅）の市内各駅の設置が完了している。西日本旅客鉄道株式会社は令和5年度（2023年度）からJR吹田駅の設置に着手し本市補助金を交付している。

また、令和7年度(2025年度)に江坂駅北側にエレベータが設置された。

吹田市鉄道駅舎バリアフリー化設備・可動式ホーム柵等整備事業補助金交付状況

区分 \ 年度	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)
件数	1	1	1
金額(円)	0	4,200,000	61,158,820

4 公共交通施設（車両）のバリアフリー化整備

高齢者、障がい者等だれもが円滑に移動できるよう、市内を運行する路線バス事業者に対し、ノンステップバス、ICカードシステム及びバスロケーションシステムの導入に要する費用の一部について、補助金を交付している。

また、福祉タクシーの導入については、吹田市バリアフリー化設備等整備事業促進協議会の事務局として、協議会の開催や生活交通改善事業計画策定などの支援をしている。

都市計画道路

1 主な都市計画道路の現況



2 都市計画道路の整備状況

令和8年(2026年)4月1日現在

道路番号	道 路 名 称	幅員 (m)	延長 (m)	完 成		事 業 中	
				延長(m)	%	延長(m)	%
3・1・205- 1	御 堂 筋 線	50	5,080	5,080	100		
3・1・205- 2	大 阪 中 央 環 状 線	52	4,450	4,450	100		
3・1・205- 3	千 里 中 央 線	50	1,620	1,620	100		
3・3・205- 4	豊 中 岸 部 線	22	5,480	2,942	54	2,136	39
3・3・205- 5	万 博 公 園 南 千 里 線	22	2,800	2,800	100		
3・3・205- 6	十 三 高 槻 線	22	4,560	3,343	73	1,217	27
3・3・205- 7	万 博 公 園 外 周 線	22	5,080	5,080	100		
3・3・205- 8	山 田 摂 津 線	22	2,300	2,300	100		
3・3・205- 9	茨 木 万 博 公 園 線	22	310	310	100		
3・3・205-10	佐 井 寺 東 1 号 線	22	810	810	100		
3・3・205-11	千 里 3 号 線	22	770	770	100		
3・3・205-12	佐 井 寺 東 2 号 線	22	430	430	100		
3・3・205-13	道 祖 本 摂 津 北 線	22	140	140	100		
3・4・205-14	箕 面 山 田 線	16	5,550	5,340	96		
3・4・205-15	南 千 里 岸 部 線	18	4,290	4,290	100		
3・4・205-16	佐 井 寺 片 山 高 浜 線	18	4,150	3,090	74	1,060	26
3・4・205-17	小 曽 根 南 泉 線	20	2,890	2,890	100		
3・4・205-18	豊 中 吹 田 線	20	2,870	2,870	100		
3・4・205-19	南 吹 田 駅 前 線	16	750	750	100		
3・4・205-20	砂 子 宮 之 前 線	18	460	460	100		
3・4・205-21	駅 前 1 号 線	20	90	90	100		
3・3・205-22	吹 田 駅 前 線	22	1,210	1,210	100		
3・5・205-23	大 阪 高 槻 京 都 線	15	7,450	7,450	100		
3・5・205-24	千 里 丘 朝 日 が 丘 線	12	3,660	2,890	79	185	5
3・5・205-25	山 田 佐 井 寺 岸 部 線	12	3,680	3,680	100		
3・5・205-26	千 里 山 佐 井 寺 線	12	1,530	1,530	100		
3・5・205-28	千 里 4 号 線	13	660	660	100		
3・5・205-29	浜 田 浜 之 堂 線	15	270	270	100		
3・5・205-30	栄 東 町 線	15	190	190	100		
3・6・205-33	西 之 庄 線	11	480	480	100		
3・6・205-34	浜 之 堂 線	11	410	410	100		
3・3・205-35	佐 井 寺 南 線	22	830	830	100		
3・3・205-36	万 博 公 園 駅 前 線	22	300	300	100		
3・4・205-37	天 道 岸 部 線	16	1,610	1,610	100		
3・2・205-39	岸 辺 駅 前 線	33	50	50	100		
3・4・205-40	岸 部 中 千 里 丘 線	19	550	550	100		
7・6・205- 1	片 山 1 号 線	11	480	480	100		
8・5・205- 1	南 正 雀 線	12	950	950	100		
8・5・205- 2	佐 井 寺 東 3 号 線	12	100	100	100		
8・7・205- 3	垂 水 東 線	4	550	550	100		
8・7・205- 4	泉 金 田 線	4	510	510	100		
9・7・205- 1	大 阪 モ ノ レール 専 用 道	8	4,450	4,450	100		
9・7・205- 2	国 際 文 化 公 園 都 市 モ ノ レール 専 用 道	8	2,300	2,300	100		
計	43路線		87,100	81,305	93	4,598	5

佐井寺西土地区画整理事業

1 事業の目的

佐井寺西地区（以下「本地区」という。）は、丘陵地で高低差が大きいため、地区内の都市計画道路豊中岸部線（幅員22m、延長911m）及び佐井寺片山高浜線（幅員18m、延長1,028m）は技術的な課題が多く、長年未整備となっていたが、近年本地区内において、生産緑地の解除や大規模な土地の売買が進み、個別の民間開発に向けた動向が活発化してきたところである。

このような背景の中、本事業は、土地区画整理事業手法を活用し、これまで未整備であった都市計画道路2線の整備と併せて、周辺のまちづくりを一体的に行い、本地区の良好な住環境の形成を目指すものである。

2 事業の経過

(1) 事業名称

佐井寺西土地区画整理事業

(2) 施行地区

本地区は吹田市のほぼ中央に位置し、地区を南北に縦断する阪急千里線の南千里駅及び千里山駅の間位置する地区で、地区の北側及び西側は千里ニュータウン、東側及び南側は、区画整理事業によって形成された住宅地や古くからの佐井寺集落地が残存し、また、南西側は阪急千里山駅から千里山団地や民間開発による戸建て住宅地が広がっており、四方を住宅地に囲まれた約20.3haの地区である。

(3) 施行区域

本地区に含まれる区域の名称は次のとおりである。

佐井寺2丁目、佐井寺4丁目、佐竹台1丁目、千里山高塚、千里山月が丘、千里山西6丁目、千里山松が丘の各一部の地域。また、未整備区間である都市計画道路豊中岸部線（幅員22m、延長910.5m）及び佐井寺片山高浜線（幅員18m、延長1,028m）の計画は図1に示すとおりである。

(4) 都市計画決定の内容

主な内容は表1に示すとおりである。

名 称		佐井寺西土地区画整理事業			
面 積		約 20.3 ha			
公共施設の配置	道 路	種別	名 称		これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・3・205-4	豊中岸部線	
			3・4・205-16	佐井寺片山高浜線	
			3・1・205-3	千里中央線	
		・将来の土地利用や街区構成等を考慮して、幅員 4.0m～7.4mの区画道路を有機的に配置するとともに、可能な限り既存道路を活用する。さらに、歩行者動線確保のため一部に通路を確保する。			
	公園及び緑地	・事業により、将来の計画人口 1 人当たり 3 m ² 以上かつ施行区域面積の 3 %以上の面積を確保するよう努める。			
	その他の公共施設	・排水については、区画道路内に雨水管及び污水管を敷設する。（分流式） ・雨水排水は調整池を設置し、水量調整を行った上で下流雨水管に放流する。 ・污水排水は公共下水道として整備し、既設の公共下水道へ接続処理する。			
宅地の整備		・施行区域周辺の土地利用及び都市計画道路の沿道地域の土地利用を考慮し、適切に区画割を行うものとする。 ・施行区域西側の阪急千里線沿線については、将来の土地利用を想定し比較的大きな街区を配置する。			

表 1

3 これまでの経過及び今後のスケジュール

令和元年度(2019年度) 都市計画決定

〃 2 年度(2020年度) 事業計画決定

〃 3 年度(2021年度) 換地設計

〃 4 年度(2022年度) 換地設計及び仮換地指定

〃 5 年度(2023年度) 移転・補償・工事

～

〃 12年度(2030年度) 換地処分(予定)

4 総事業費

総事業費 約356億円